

## 警鐘巡回および広報活動に関する計画

(昭和 46 年 7 月 16 日 訓令第 10 号)  
改正 昭和 60 年 6 月 11 日 訓令第 5 号  
平成 元年 3 月 8 日 訓練第 1 号  
平成 20 年 2 月 6 日 訓令第 3 号

### (目 的)

第 1 条 この計画は、火災発生危険が著しく大であり、延焼拡大の危険があると認められる気象条件その他緊急を要する事態において警鐘巡回および広報活動の実施によって住民の警火心の高揚を図り、火災予防の徹底を図ることを目的とする。

### (実施基準)

第 2 条 前条の目的を達成するための、次のいずれかに該当するときは、警鐘巡回および広報活動を実施する。

- (1) 風速が毎秒 8 メートル以上、実効湿度が 50 パーセント以下となったとき
- (2) 風速が毎秒 10 メートル以上のとき
- (3) 危険物が流出したとき
- (4) 火災予防運動期間中で特に必要があるとき
- (5) 消防長または消防署長、支署長の指示があったとき
- (6) 特別警戒期間中
- (7) その他緊急を要するとき

2 警鐘巡回および広報活動の実施にあたっては、状況を正確に掌握し、そのいずれかに若しくは両方を実施する。

3 警鐘巡回および広報活動の実施にあたっては、消防長、消防署長、支署長の指示に基づくものとし、不在のときは上席者が代行する。

### (報告)

第 3 条 警鐘巡回および広報活動を実施したときは、報告書を作成して速やかに消防長に報告する。

### 附 則

この訓令は、昭和 46 年 7 月 16 日から施行する。

### 附 則 (昭和 60 年訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則 (平成元年訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成 20 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 20 年 2 月 6 日から施行する。